

「分娩前のウイルス検査」実施における注意事項

1 検査の対象者について（第2条関係）

新型コロナウイルス感染症を疑う症状がないものの、感染不安からウイルス検査を希望する妊婦の方が対象です。院内感染対策を目的として、本人の意思によらず検査を行う場合は、対象となりません。

2 妊婦に発熱等の症状がある場合や、妊婦の同居家族が感染している場合の検査について（第2条関係）

感染症状が疑われる妊婦や、感染した家族等の濃厚接触者と判断された妊婦については、感染症法に基づく検査を受けていただくこととなり、当事業の対象にはなりません。

3 埼玉県外に住所地を有する妊婦の取り扱い（第2条関係）

埼玉県外に住所地を有する妊婦は、県内で里帰り出産を予定している方以外、原則として本事業の補助対象外です。当該妊婦の住所地の自治体において償還払いを行っている場合がありますので、領収書等の交付をお願いします。

ただし、県外住所地の妊婦の検査費用は、今後自治体間で相互に負担することが考えられます。その際は別途、御連絡します。

また、該当する自治体については、県ホームページでもご案内します。

4 検査実施の時期（第3条関係）

分娩予定日の概ね2週間前を想定していますが、妊婦の方それぞれの状況に応じてかかりつけ医の御判断で決定します。

5 検査前の説明について（第3条（1）関係）

検査はその性質上、偽陽性や偽陰性となる場合があります。そのため、検査にあたっては、事前に検査説明書（別紙1-1）で妊婦へ丁寧な説明を行い、必ず検査申込書（別紙1-2）の提出を求めてください。

実施医療機関と妊婦の主治医が属する医療機関が異なる場合は、妊婦の主治医が事前に妊婦へ検査説明を行うこととしますが、検査申込書は実施医療機関で受領してください。

6 検査の方法（第3条（2）関係）

検査の検体は鼻咽頭ぬぐい液又は唾液が対象となります。検査法は、PCR検査、LAMP検査及び抗原定量検査のいずれかが対象となります。

簡易キットによる抗原検査は対象となりません。

7 検査実施にあたっての体制の整備について（第3条（2）関係）

本事業の対象者は、ウイルス感染を疑う症状がない方です。帰国者・接触者外来など感染疑いのある方の検査も行っている実施医療機関の場合は、本事業による検査と、感染疑いのある方の検査とは、空間的分離、もしくは時間的分離を行ってください。

8 検査結果の通知について（第5条関係）

本事業の検査結果については、主治医から妊婦本人に伝えてください。（実施医療機関と妊婦の主治医が属する医療機関が異なる場合は、実施医療機関から妊婦の主治医等に検査結果を伝えてください。）

なお、検査の結果陽性となった場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の規定に基づき、実施医療機関の所在地を管轄する保健所に確定患者としての発生届を提出してください。その際、発生届の自由記載欄に、「妊婦支援事業」である旨を記載するようにお願いします。

9 検査費用への補助（第8条関係）

本事業の検査は医療保険適用の検査ではなく、厚生労働省の「母子保健医療対策総合支援事業」の補助事業として実施されるものです。

補助は妊婦1人1回のみで、2万円が上限となります。原則として、妊婦から費用は徴収しないようにお願いします（償還払いの場合を除く）。